

本連盟関係者・関係先等における慶弔金規程

(目的)

第1条 本規程は、本連盟関係者および関係先の慶弔金支給について定める。

(適用範囲)

- 第2条 (1) 本連盟関係者は、現職の理事、監事、評議員、代議員、名誉会長、顧問、参与、専門委員会・特別委員会委員、および加盟団体会長とする。
- (2) 関係先は、関係団体およびスポンサーの役員、担当部課長および担当者とする。
- (3) その他、柔道界への功績がある者についても適用することができる。

(慶事)

- 第3条 (1) 柔道に関する功績を含んで叙勲を受章した場合は、中綬章以上は10万円、小綬章以下は5万円のお祝い金を贈る。
- (2) 柔道に関する功績を問わずその他の慶事は、会長の決裁を受けたうえで、5万円以内を原則としてお祝い金を贈ることができる。

(弔事)

- 第4条 (1) 本連盟に訃報の連絡が入った場合は、別表の香典を送る。
金額に範囲のある区分については、本連盟との関わり、柔道界への貢献度などを考慮して会長が定める。
- (2) 供花及び弔電は、必要に応じて送ることができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決裁を経て行う。

付則

1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、平成30年4月1日から改正して施行する。

別表

区分	香典
会長	10万円
会長の配偶者	5万円
副会長、専務理事	7万円
副会長、専務理事の配偶者	3万円
常務理事	5万円
理事、監事、評議員	3万円
代議員、加盟団体会長	1万円
名誉会長	10万円
顧問	3～5万円
参与	1万円
専門委員会・特別委員会委員長	3万円
専門委員会・特別委員会委員	1万円
関係先役員	3～10万円
関係先担当部課長	1～5万円
関係先担当者	1～3万円
その他、柔道界への功績が大きかった者	1～10万円